

○駐在所電気料金の県費負担分の支出について（例規）

（平成3年6月28日例規第26号）

〔沿革〕 平成6年9月例規第26号、7年12月第74号、10年3月第17号、14年2月第8号、23年11月第34号改正

駐在所事務室への冷房機器設置に伴い、県費で負担する駐在所電気料金の支出手続については、平成3年7月1日から下記により実施することとしたので、適正に運用されたい。

なお、駐在所電灯料の県費負担分の支出について（昭和45年8月例規第31号）は廃止する。

記

1 支出の負担範囲

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）第48条第1項に規定する駐在所に勤務している者（以下「駐在所勤務員」という。）で、当該駐在所の電気料金の支払者とする。

2 支出金額及び支出方法

- (1) 1 駐在所につき、1か月当たり900円（複数勤務駐在所にあっては、1,100円）を県費で負担する金額（以下「支出金額」という。）とし、資金前渡職員に資金前渡するものとする。ただし、次表の左欄に掲げる機器が設置されている駐在所については、支出金額に機器ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額を加えた金額をもって支出金額とするものとする。

機 器 の 名 称	金 額
冷 房 機 器	2,200円（複数勤務駐在所にあっては、3,100円）。ただし、7月から9月までの期間に限る。
署活系無線基地局機器	500円

- (2) 資金前渡職員は、毎月の各駐在所の電気使用料金請求額（以下「請求額」という。）を確認の上、請求額が支出金額を超える場合は支出金額を、支出金額以下の場合には、請求額を当該駐在所勤務員に交付するものとする。
- (3) 前記(2)の規定に基づき、駐在所電気料金の交付を受けた駐在所勤務員は、別記様式の領収書を資金前渡職員に提出しなければならない。

3 警備派出所及び連絡所居住者への準用

奈良県地域警察運営に関する訓令（平成元年9月奈良県警察本部訓令第11号）第4条に定める警備派出所及び第42条第1項に定める連絡所に居住する者で、当該施設の

電気料金支払者である者については、前記 2 の規定を準用する。

4 精算

前渡を受けた資金は、奈良県会計規則（平成 7 年 3 月奈良県規則第 67 号）第 28 条第 4 項の規定に基づき精算しなければならない。

別記様式

領 収 書

年 月 日

警察署資金前渡職員

殿

金 _____ 円

ただし、平成 年 月分

駐在所

電気料金負担分

上記のとおり領収しました。

警察署

駐在所

階 級

氏

名

印